

我孫子市剣道連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、我孫子市剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、本部を千葉県我孫子市古戸 696 番地、我孫子市武道場内に置き、事務所を事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、我孫子市に於ける剣道の奨励発展、会員の体力増進、親睦融和と、剣道の伝統文化を尊重し、剣道の理念を重んじ、人格形成の涵養に資することを目的とする。

(全剣連規程の遵守)

第4条 本連盟は、全日本剣道連盟において定めた審査、試合、審判、その他各規程を遵守し、剣道に関する指導奨励を実施する。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 剣道技量の向上を目指す剣道稽古の促進。
2. 居合道、薙刀、ほか古流武道の稽古・研究。
3. 各種剣道大会の開催及び参加。
4. 剣道に関する講習会、研究、指導、奨励。
5. 剣道技量の審査。
6. 剣道功労者の表彰と慶弔。
7. その他、千葉県剣道連盟、我孫子市スポーツ協会等の要請に基づく、本連盟の目的達成に必要な事業の実行及び参加。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本連盟は、正会員と準会員を以って組織する。

1. 正会員とは、本連盟に登録された個人会員を称し、本連盟の議決権及び事業に関する義務を持つ。但し、未成年者には議決権はない。

2. 準会員とは、主たる所属が他市、他県の連盟に登録している個人会員を称し、本連盟に於ける会議の議決権はない。
3. 会員の明確化のため、別途会員規程に詳細を掲載する。

(会員の加入及び退会)

第7条 本連盟会員の加入及び退会は次のとおりとする。

1. 会員の加入及び退会は、所定の書面にて事務局長に届け出るものとする。
2. 長期に亘り連盟活動に参加できない場合は、その理由、期間を書面にて、事務局長に届け出るものとする。
3. 無届で長期欠席し1年以上連絡不通の場合は、退会したものと見做す。その場合は、事務局長は会長の承認を得て、書面にて本人に通知する。

第4章 懲罰

(懲罰)

第8条 本連盟会員が、次に該当する場合は、会長は役員会及び理事会に諮り除名、又は訓戒を申し渡し、徴収済みの会費は返却しない。

1. 本連盟の体面を汚し、会員や関係団体に迷惑を及ぼした時。
2. 本連盟の規約に、反する行為を行なった時。
3. 会費の納入を、1年以上怠った時。
4. 本連盟武道場の、稽古を1年以上に亘り欠席した時。

第5章 役員

(役員)

第9条 本連盟に、正会員から選出された次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 常任理事 若干名

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本連盟を代表し、全ての会議を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代行する。
3. 理事長は、会長の委嘱により、理事会及び総会を招集し、会議を統括する。
4. 常任理事は、総務、広報、会計、大会、審査、事務局の各業務を執行する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
中途就任の役員の任期は、前任者の残余期間とする。

(役員・常任理事・業務担当理事の選出方法)

第12条 本連盟の役員及び常任理事の選出方法は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長・理事長の三役は、役員選考委員会が推挙し、理事会にて決定し、定期総会で承認する。
2. 常任理事は、役員選考委員会が推挙し、理事会にて決定し、定期総会で承認する。
3. 業務担当理事は、理事会が選考し会長が承認する。

第6章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

第13条 役員に欠員が生じた時、役員選考委員会を発足する。
構成人員は、役員及び業務担当理事若干名とする。

(役員選考委員会の任務)

第14条 役員選考委員会の任務は、以下のとおりとする。

1. 役員選考委員による選考会議及び選考業務の実施。
2. 役員選考会議の委員長は、選考委員の互選にて決定する。
3. 新役員となる役員候補者は、正会員の中から推挙する。
4. 推挙した結果は、委員長が書面にて会長へ報告する。

(役員選考委員会の有効期間)

第15条 役員選考委員会の有効期間は、役員選考委員会が開始された時から、新役員が決定され、本連盟総会において最終承認された時を以って解散し終了する。

第7章 会議

(会議の種類と招集)

第16条 本連盟の会議は以下のとおりとし、会長がこれを総理する。

1. 役員会は、会長、副会長、理事長、常任理事で構成し、会長が招集する。議長は、会長が行う。
2. 理事会は、前項の役員と業務担当理事で構成し、会長の指示を受け理事長が招集する。議長は、理事長が行う。
3. 総会は、全正会員で構成し、会長の指示を受け理事長が招集する。
4. 総会の議長は、正会員の中から理事長が指名する。

(役員会の審議事項)

- 第17条 役員会は、次の基本事項を審議する。
1. 規約及び別途規程の変更に関する件。
 2. 予算及び決算に関する件。
 3. 事業の計画に関する件。
 4. 会費の額と徴収法に関する件。
 5. 役員選考委員会の編成に関する件。
 6. 本連盟の全体的運営に関する件。
 7. その他の重要事項に関する件。

(理事会の審議決定事項)

- 第18条 理事会は、次の事項を審議する。
役員会で審議された案件を受け、議決する。

(総会の議決事項)

- 第19条 本連盟の総会は、定期総会と臨時総会とする。
1. 定期総会は、年1回とし以下の項目を承認する。
 - ① 事業結果報告と新年度事業計画の承認。
 - ② 決算報告と予算案の承認。
 - ③ 財産目録の報告と承認。
 - ④ 理事会の議決事項の報告と承認。
 - ⑤ その他。
 2. 臨時総会は、以下の項目を議決し承認する。
 - ① 規約及び規程に関する途中変更の議決及び承認。
 - ② 緊急事案の議決及び承認又は、意見の聴取。

(総会の成立と決定要件)

- 第20条 総会は、委任状を含めた過半数の正会員の出席をもって、成立する。
議案は、出席者の過半数の同意を得て決定する。
可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

第8章 会 計

(会 計)

- 第21条 本連盟の会計は、会費、入会金、寄付金、大会参加費、補助金、審査料、その他で賄う。

(会計科目の金額規程)

- 第22条 会費、審査料、旅費交通費、褒賞費、慶弔費、各種大会費等の会計科目の金額は、別途規程による。

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 監事及び監査

(監事の選任)

第24条 監事は、正会員から2名を、役員会が選任する。

(監査)

第25条 監査は、業務監査及び会計監査とし、監事2名の任務とする。

(監査結果の承認)

第26条 監事は、監査結果報告書を役員会に提出し、役員会の承認を受け、総会にて最終承認を受ける。

但し、監査結果報告書等の作成基準は、別途規程による。

第10章 顧問及び師範

(顧問)

第27条 本連盟に、若干名の顧問を置くことができる。
但し、顧問推薦の要件、任期などは別途規程による。

(師範)

第28条 本連盟に、若干名の師範を置くことができる。
但し、師範推薦の要件、任期などは別途規程による。

付 則 規約改正履歴

昭和41年7月31日	施行
昭和48年4月5日	一部改正
昭和59年5月12日	一部改正
平成4年3月8日	一部改正
平成19年4月1日	一部改正（旧8条 準会員の追加）
平成27年4月1日	一部改正（旧1条 名称変更）
令和2年12月5日	大幅改編
令和4年3月31日	第2条（事務所）他、修正